

世田谷区にお住まいの皆様のご参加をお願いします。

オウム反対 抗議集会 第10回抗議デモ・学習会

5月23日(月)

解散しないオウムに対して、我々は怒りの声を上げよう!

第1部 抗議デモ

PM 5:30

烏山区民センター広場 集合

第2部 学習会

PM 6:30

烏山区民センター ホール

オウム対策住民協議会ニュース

烏山地域オウム
真理教(現アレフ)
対策住民協議会

講師：滝本太郎弁護士

オウム真理教は今、何を考えているのか?

— オウムの恐怖に対する現実とは? 一般信者を脱会させることは可能なのか? —



滝本太郎 弁護士

【略歴】1957年、神奈川県大和市に生まれる。早稲田大学法学部を卒業後、神奈川県職員を1年勤めたのち、司法試験合格。1983年から弁護士として活躍。労働、消費者、一般事件に取り組んできた。

1989年、横浜弁護士会の同僚であった坂本堤弁護士一家の殺害事件を契機に、「オウム真理教被害対策弁護団」に加わる。「上九一色村」の問題を担当し、信徒たちとの話し合い活動を重ねるなかで、マスコミにおいても信徒たちへの呼びかけを積極的に行なってきた。出家、在家を問わず、マインド・コントロールから逃れようとする全ての人々と親身に話し合い、信者およびその家族から信頼を得ている。

1994年5月、自動車の空気吸入口にサリンをかけられる。1995年6月、脱会者の集まり「カナリヤの会」を作り、その窓口。日本脱カルト協会の理事、事務局長として、マインド・コントロールの撲滅に全力を尽している。

著書に「マインド・コントロールから逃れて」恒友出版、「オウムをやめた私たち」カナリヤの会岩波書店、「宗教トラブル110番」民事法研究会、「異議あり、奇跡の詩人」同時代社。

「世田谷はひとつ!!」
多くの皆さまの署名へのご協力をお願いいたします。このニュースの裏面の署名用紙に、ご家族・友人・知人・親戚

2000年12月に、オウム真理教が集団入居して以来、4年6ヶ月が経過しようとしています。
「もし、あなたの住んでいる街にオウム真理教が集団居住することになったら」私達、烏山地域に居住する住民にとっては、正に「青天の霹靂」でした。住民協議会のとった道は、「出ていけ!」
と言う、いやなもの他は他地域へという態度でなく、オウム真理教と断固戦う「解散・解体」でした。
2002年に、第1回目の「観察処分更新」の署名・募金活動は、多くの世田谷区民の皆様にご協力いただき、3年間の延長を勝ち取りました。
2006年1月末が2回目の更新の期限になっています。再び訴えます。

世田谷区民の皆さまの良識をおよせください
3年ごとの見直しが必要なオウム真理教に対する
観察処分更新の署名に
ご協力ください!!

の方のお名前を書いてください。

左記住所にお届け下さい。期間は、8月末までお願いいたします。

【届け先】

〒157-8555 東京都世田谷区南烏山

六二二一十四

烏山総合支所内 住民協議会

運動の源!! 募金のお願い

4年半に亘るオウム反対の運動も、世田谷区住民の皆様、様々な形での援助があつての事です。特に財政は運動を続けていくには欠く事が出来ません。署名と同時に募金もご協力お願い致します。ご協力いただける方は、下記振込先に郵便振込でお願いします。

●振込先…烏山地域オウム真理教(現アレフ)対策住民協議会
口座番号 00170-1-662133

オウム真理教（現アールフ）に対する「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づく公安調査庁の「観察処分」の期間更新を求める署名

現在の「観察処分」は、平成十二年二月に始まり三年経過して平成十五年二月に更新されましたが、その期間更新も来年（平成一八年）一月末に満了いたします。「観察処分」が再度更新されないと、教団は「国から安全な団体と認知された」として、私たちの地域で布教活動など、宗教活動を装った教団の活動をさらに積極的に展開することは火をみるよりも明らかです。その結果生まれる新たな被害者は、地域の若い人たちやここで生活する私たち自身です。私たちは、教団の魔の手から若い人達や、私たちの安全な生活を守りたい。そのためには何としても「観察処分」の期間更新が必要です。そこで地域住民として再度の「観察処分」の期間更新を強く求めます。

平成十七年五月

烏山地域オウム真理教（現アールフ）対策住民協議会

会長 倉本 俊幸

法務大臣 南野 知恵子 様
 公安調査庁長官 大泉 隆史 様
 公安審査委員会委員長 田中 康久 様

	氏名	住所
一		
二		
三		
四		
五		
六		
七		
八		
九		
十		